

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

制対象を特定しやすくするために、DMA は、大規模なオンラインプラットフォームを「ゲートキーパー」と表現し、「ゲートキーパー」を構成する三つの客観的基準を下記のとおり制定した。

- (1) 強い経済的地位を有し、EU 域内市場に対して大きな影響力を持ち、かつ複数の EU 加盟国で活動している。
- (2) 膨大なユーザーグループと多数の企業を結びつけることができる強力な仲介的地位を有している。
- (3) 定着した市場地位を享受しているか、近い将来にそのような地位を享受することが予見できる。これは、過去 3 年間の各会計年度において、常に上記の二つの基準を満たして、時間の経過とともに市場地位が定着していることをいう。

EU は 2023 年 6 月、国際的な大手テクノロジー企業六社を初めて「ゲートキーパー」に指定し、合計 22 のプラットフォームが DMA の規制対象となった。このうち 3 社は、今回 EU 委員会が調査を開始した企業であり、詳細は後述する。

3. **規制内容**²：ゲートキーパーとなった企業は、DMA の規定によって、日々の業務や運営において、いくつかの「行うべきこと (Do's)」及び「行うべきではないこと (Don'ts)」の義務を遵守することが求められる。

3.1. 「行うべきこと」としては、次に掲げることを含む。

- (1) 特定の状況において、サードパーティーがゲートキーパー自身のサービスと相互運用することを認めること。
- (2) ビジネスユーザーがゲートキーパーのプラットフォームを使用する際に生成したデータにアクセスすることを認めること。
- (3) 広告主やパブリッシャーがゲートキーパーのプラットフォーム上で掲載した広告を検証するために必要なツールと情報を提供すること。
- (4) ビジネスユーザーがゲートキーパーのプラットフォーム外で自社の製品を宣伝し、顧客と契約を締結することを認めること。

3.2. 「行うべきではないこと」としては、次に掲げることを含む。

² 同注 1。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- (1) ゲートキーパー自身が提供するサービスや製品を他社のものよりも優遇して扱うこと³。
- (2) 消費者がプラットフォーム外の企業に接続するのを制限すること。
- (3) プリインストールされたソフトウェアやアプリについて、ユーザーの希望に応じたアンインストールを禁止すること。
- (4) 有効な同意を得ないまま、ターゲティング広告を目的として、ゲートキーパーのプラットフォームサービスの外でユーザーを追跡すること。

4. 制裁方式⁴：

- 4.1. 制裁金：最大で企業の全世界の年間売上高の 10%、違反を無視して繰り返した場合は最大で 20%。
- 4.2. 定期的制裁金：最大で平均日商の 5%。
- 4.3. 救済措置：ゲートキーパーが DMA の義務に組織的に違反した場合、市場調査の後、ゲートキーパーに対し追加的な救済措置を講じることができる。これらの救済措置は、違反行為に比例したものでなければならず、必要に応じて、事業の一部の分割など、行動的又は構造的問題解消措置からなる非金融的救済措置を最終手段として講じることができる。

二、A 社、B 社、C 社の具体的な違反行為

1. 今回の調査において、EU 委員会は、A 社と B 社のアプリストアの反ステアリング規則が、ゲートキーパーに対し、アプリの開発者が消費者をゲートキーパーのプラットフォーム外に誘導させることを無償で許可することを定めている DMA 第 5 (4) 条に違反する懸念があると判断した。
2. EU 委員会は、A 社の検索エンジンにおける検索結果表示に関して、ゲートキーパーの自社サービス又は製品を優遇することを禁止する DMA 第 6(5) 条の規定に違反したとして、A 社を提訴した。
3. EU 委員会は、B 社のブラウザ選択画面のデザインは、ユーザーの真の選択

³ 例えば、ゲートキーパー自身が提供するサービスや製品を、ゲートキーパーのプラットフォーム上でサードパーティが提供する類似のサービスや製品よりもランキングにおいて優遇すること。

⁴ 同注 1。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

権を阻害し、DMA 第 6 (3) 条の規定に違反すると考え、B 社に対して訴訟を提起した。その具体的な違反行為は、次の事項が含まれる。

- ユーザーが B 社製モバイルオペレーションシステム上のあらゆるアプリケーションを容易にアンインストールできないこと。
- B 社製モバイルオペレーションシステムのデフォルト設定を容易に変更できないこと。
- ユーザーに選択の画面が表示された場合、その画面では、デフォルトサービスの代替サービスを効果的かつ容易に選択できないこと。

4. EU 委員会は、C 社が最近 EU 域内で導入した「支払うか同意か (pay or consent)」モデルが、ユーザーが同意しない場合、真の選択権が与えられず、最終的にゲートキーパーがユーザーのデータを蓄積し続けることを阻止できない懸念があり、DMA 第 5 条第 2 項に違反している可能性があるとして、C 社に対し訴訟を提起した。当該条項では、ユーザーがゲートキーパーのサービスの異なるプラットフォームで個人情報を結合又は相互利用する場合、その同意を得なければならないと定めている。

DMA は、デジタル分野の市場をより公正なものにし、競争の健全化を図ることを目的としている。このグローバル化の時代の下、特にデジタルテクノロジー産業においては、インターネットサービスが天候や交通などの障害に左右されず、情報の急速な伝達と結合により人々の生活に数え切れない利便性をもたらし、習慣化している現在、多国籍企業はこれによりますます成長してメガ企業となったが、その市場における支配的な地位を利用し、自らが尽きる上げた枠組みやエコシステムの中に、世界中のユーザーを気づかぬうちに閉じ込めており、そこから抜け出すことすら困難となっている。今回、EU が世界の大規模なインターネットテクノロジー企業を全面的に監視・管理するために率先して「デジタルサービス法 (DSA)」及び「デジタル市場法 (DMA)」を制定するほか、すでに米国企業数社を最初の監視・調査対象に指定しており、この種の企業の事業や経営に大きな影響を与えるであろう。地域限定の法律ではあるが、長期的には、EU はその国際関係と強力な経済力を駆使して、デジタル市場の公正性を促進し、広範囲にわたるユーザーを保護することができるかもしれないほか、中小企業がそのプラットフォーム上でより公正な待遇を受け、さらには新たな市場参入の機会を得ることを増やすことも期待される。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。